

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026 年 8 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2026 年 7 月中旬～2026 年 8 月中旬）

- 国務院による出入国管理に関する規定
- 「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩刑事事件に関する司法解釈（2026 年改正）」
- 「大型個人情報処理者個人情報保護規定（意見募集稿）」

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 中国におけるデータ財産権登記制度

III. 中国法務の現場より

- 「ガチ中華」の流行

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026 年 7 月中旬～2026 年 8 月中旬）

◆ 国務院による出入国管理に関する規定¹

国務院 2026 年 7 月 22 日公布 2026 年 9 月 15 日施行

1. はじめに

2026 年 7 月 22 日、中国国務院は「出入国管理に関する規定」（以下「本規定」という。）を公布した。本規定は、現行の出入国管理制度を整理し、出国の安全管理、外国人の入国管理、出入国関連の仲介サービス等について、具体的な規則を定めるものである。2026 年 9 月 15 日より施行される。

中国では、2013 年から出入国管理法が施行されたが、近年、国際的な人の移動が活発になる一方、出入国管理をめぐって、海外における安全リスクの増加、海外での詐欺・賭博等の違法行為、出入国関連仲介サービスの不適切な運営などの新たな課題が生じている。こうした新たな課題に対応し、出入国管理制度をさらに整備・充実させることを目的として、今回新たな規定が制定された。本規定は、これらの問題に対応するため、出入国管理法等に基づく制度を具体化し、中国の出入国管理に関する法規体系を整備・充実させた。

2. 要点

本規定は、主として「出国管理」「入国管理」「出入国関連の仲介サービス」の 3 つの分野について規定している。以下、その主な内容を紹介する。

(1) 出国管理に関する規定

本規定は、中国国民が出国手続を行う際、申請に用いる資料が真実かつ適法であることを求めている。また、出国者の安全を確保するため、関連当局が安全上のリスクが高い国又は地域について注意喚起を行う制度も定めている²。

虚偽の資料を提出した場合や、法令により出国が認められない場合には、出国手続が認められないことがある。国民に対して出国を認めない場合には、その決定について書面で通知するとともに、当該決定に対する救済手続を保障することが規定されている³。

出国禁止事由について、現行の出入国管理法は、中国国民について、①出入国証明書や出入国検査に関する要件を満たさない場合、②刑事事件等に関係する場合、③終結していない民事事件について人民法院から出国禁止の決定を受けた場合、④国境管理違反や不法出国・滞在・就労に関する場合、⑤国家の安全・利益を害するおそれがある場合、⑥法律・行政法規に定めるその他の場合の 6 つを出国禁止事由として定めている⁴。

本規定では、前記禁止事由の出国禁止期間を以下のとおり具体化した⁵。

¹ 「国务院关于出境入境管理的规定」

² 本規定第 2 条、第 3 条

³ 本規定第 6 条

⁴ 出境入境管理法（出入境管理法）第 12 条

⁵ 本規定第 4 条

番号	出国禁止事由	出国禁止期間
1.	出入国証明書を騙取したこと、又は不法に出入国したことにより、行政拘留処分を受けた場合	行政拘留の執行終了日から 6 か月以上 3 年以内
2.	国外で違法・犯罪活動に従事し、国家の安全・利益を害した場合	帰国日から 6 か月以上 3 年以内
3.	輸出管理、技術輸出入管理等の規定に違反し、国家の産業安全・技術安全を害するおそれがある場合	—

(2) 外国人の入国管理に関する規定

外国人については、上記中国国民と同様に、入国申請の際に提出する資料の真実性及び適法性が求められ、一定の事由がある場合には入国を認めないことができるとされている。

2021 年に制定された反外国制裁法は、国务院の関係主管部門が、それぞれの職責及び任務分担に従い、反制裁リストに掲載された個人・組織等に対して、必要に応じてビザの不発給、入国拒否、ビザの取消し又は国外退去等の措置を講じることができると規定している⁶。

これに対し、本規定第 5 条は、外国人が反制裁リスト、信頼できないエンティティ・リスト、悪意あるエンティティ・リスト等に掲載され、又は反制裁・制限措置の対象となったことにより、出入国証明書の不発給や入国拒否等の措置を講じる必要がある場合には、移民管理機関及び査証機関が、それぞれの権限に応じてこれを実施することを明確にしている。

その具体的な規定は以下のとおりである⁷。

番号	入国禁止事由	入国禁止期間
1.	中国査証の申請時又は入国審査場での入国申請時に虚偽資料を提出し、又は虚偽の陳述を行った場合	1 年以上 5 年以内
2.	国境管理妨害により刑事処罰を受けた場合、又は出入国証明書の騙取、不法出入国により行政処罰を受けた場合	処罰の執行終了日から 1 年以上 5 年以内
3.	反制裁リスト、信頼できないエンティティ・リスト、悪意あるエンティティ・リスト等に掲載され、又は反制裁・制限措置の対象となった場合	関連当局が職権に基づき実施

(3) 出入国関連の仲介サービスに関する規定

出入国に関する仲介サービスについて、中国は 2018 年に関連する許可制度を廃止し、仲介サービスを提供する事業者が増加した一方、違法・不適切な業務や利用者の権利利益を侵害する行為が見られた。そのため、本規定において、仲介サービスを提供する機構（以下「**仲介サービス機構**」という。）及び個人に関する届出制度を規定した。

本規定によれば、仲介サービス機構は下記条件を満たす必要がある⁸。

- 適法に設立されていること
- 法定代表者又は責任者が故意の犯罪により刑事処罰を受けていないこと
- 出入国関連の法令・政策等に詳しい職員、及び業務に必要な資金・施設を有すること
- 出入国者に直接サービスを提供する職員が、国家安全、公共安全又は出入国管理に関する

⁶ 「反外国制裁法」第 6 条

⁷ 本規定第 5 条

⁸ 本規定第 8 条

故意の犯罪により刑事処罰を受けていないこと

- ・ 人員管理、教育研修、資料保存、データセキュリティ、コンプライアンス等の管理制度を整備していること

なお、新たに設立された仲介サービス機構は設立日から 15 日以内、本規定施行前から業務を行っている機関は施行後 90 日以内に届出を行う必要がある⁹。

仲介サービス機構が設立条件を満たさず、又は上記届出手続を行わない場合、関連当局は是正を命じ、従わない場合は 5,000 元以上 1 万元以下の罰金、重大な場合は 1 万元以上 5 万元以下の罰金を科すほか、関連業務の停止や許可・営業許可証の取消し等の措置を講じる¹⁰。

◆ 「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩刑事事件に関する司法解釈（2026 年改正）」¹¹

最高人民法院・最高人民検察院 2026 年 7 月 24 日公布 2026 年 7 月 27 日施行

1. はじめに

2026 年 7 月 24 日、最高人民法院及び最高人民検察院は、「インサイダー取引¹²・インサイダー情報漏洩刑事事件に関する司法解釈」（以下、2026 年の改正司法解釈を「**本司法解釈**」という。2012 年の「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩刑事事件に関する司法解釈」を「**2012 年司法解釈**」という。）を改正し、公布した。本司法解釈は、2012 年司法解釈の制定後初めての修正であり、近年の証券・先物市場における取引態様の変化及び関連法令の改正を踏まえ、中国刑法第 180 条のインサイダー取引・インサイダー情報漏洩罪について、犯罪主体、インサイダー情報の形成時点、数額基準等を見直した。

2. 要点

（1）インサイダー情報を知る者の範囲

中国において、「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩」は違法行為として禁止されている。具体的には、インサイダー情報を知る者又は不正に取得した者が、未公開の証券・先物取引の価格に重大な影響を及ぼす情報を利用して証券・先物取引を行い、又は当該情報を漏えいし、他人に上記の取引を行うよう明示・黙示的に示唆し、情状が重大である場合、インサイダー取引・インサイダー情報漏洩罪に問われる¹³。

本司法解釈は、刑法の「証券・先物取引のインサイダー情報を知る者」の範囲について、証券法¹⁴第 51 条に定めるインサイダー情報を知る者及び先物・デリバティブ法¹⁵第 15 条に定める先物取引インサイダー情報を知る者を指すことを明確にした¹⁶。現行の証券法は 2019 年に改正され、先物・デリバティブ法は 2022 年にも施行されたため、前記改正により、現行の他の法律規定との整合性が図られた。

⁹ 本規定第 7 条

¹⁰ 本規定第 12 条

¹¹ 「最高人民法院、最高人民検察院关于办理内幕交易、泄露内幕信息刑事案件具体应用法律若干问题的解释」

¹² 中国語「内幕交易」

¹³ 刑法第 180 条第 1 項

¹⁴ 証券法

¹⁵ 期貨和衍生品法

¹⁶ 本司法解釈第 1 条

(2) インサイダー情報の形成時点

「インサイダー情報敏感期」とは、インサイダー情報が形成されてから公開されるまでの期間をいう¹⁷。インサイダー情報敏感期において、インサイダー情報を利用して取引を行い、又は他人に取引を勧めるなどし、一定の基準に達した場合には、情状が重大であるとして、インサイダー取引及びインサイダー情報漏洩罪が成立する可能性がある¹⁸。そのため、インサイダー情報がいつ形成されたと認定されるかは、インサイダー取引の成否を判断する上で重要である。

本司法解釈は、証券法上の重大事項¹⁹の発生時点、先物・デリバティブ法上の政策・決定等²⁰の形成時点に加え、「支配株主、実質支配者又は関係する意思決定者が、密接関係者に対してインサイダー情報の形成に係る初期的な意向を伝えた時点、又は当該初期的な意向に基づく取引が行われた時点」を動議の開始時点とみなし、これをインサイダー情報の形成時点として扱うことを明確にしている²¹。

2012 年司法解釈では、インサイダー情報の形成に影響を与える動議、企画、決定又は実行の担当者について、その動議等の初期時点インサイダー情報の形成時点とする旨が定められていた²²。

本司法解釈では、2012 年司法解釈の規定に加えて、インサイダー情報の形成に重要な役割を果たす支配株主、実質支配者又は関係する意思決定者について、より具体的な基準を設けた。これらの者が密接関係者にインサイダー情報形成の初期意向を伝えた時点、又は当該初期意向に基づいて関連取引を行った時点を、動議の初期時点とみなすこととした²³。

これにより、正式な計画や方案が形成される前の段階であっても、インサイダー情報の形成に関与する主要な者がすでにその初期意向を伝え、又はそれに基づいて取引を行った場合には、その時点をインサイダー情報の形成時点とすることが可能となる。これにより、関係者がインサイダー情報の正式な形成時期との時間差を利用してインサイダー取引を行う、又はインサイダー情報を漏洩することを防止し、規制の強化が期待される。

(3) インサイダー取引の除外要件

2012 年司法解釈は、一定の事情がある場合には、「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩罪」に該当しないことを明確にしている²⁴。本司法解釈では、これについて一部改正が行われた。具体的な内容は、以下の表のとおりである²⁵。

¹⁷ 本司法解釈第 6 条第 1 項

¹⁸ 本司法解釈第 4 条

¹⁹ 例えば、会社の経営方針及び事業範囲の重大な変更、1 年以内における総資産の 30%を超える重要資産の売買、又は主要営業資産の 30%を超える担保設定、売却若しくは廃棄等の重大投資行為

²⁰ 例えば、国務院の先物監督管理機関その他の関係部門が策定中又は未公表の、先物取引価格に重大な影響を及ぼし得る政策、情報又はデータ、先物取引所又は先物決済機関が行う、先物取引価格に重大な影響を及ぼし得る決定等

²¹ 本司法解釈第 6 条

²² 2012 年司法解釈第 5 条第 3 款

²³ 本司法解釈第 6 条第 4 項

²⁴ 2012 年司法解釈第 4 条

²⁵ 本司法解釈第 9 条

項目	2012 年司法解釈	本司法解釈
上場会社の株式取得	5%以上の株式を保有する者等による当該上場会社の株式取得	5%以上の株式を保有する者等による当該上場会社の株式取得（取引行為が取得目的に明らかに適合せず、かつ正当な理由がない場合を除く）
事前の取引計画	事前に締結した書面による契約、指示、計画に基づく取引	インサイダー情報の形成・取得前に締結され、取引方法、数量、価格、時期等が明確で、かつ法令に適合する契約、指示、計画に基づく取引
公開情報に基づく取引	他人が開示した情報に基づく取引	他人が公開した情報に基づく取引
その他の正当な取引	その他の正当な理由又は正当な情報源がある場合	修正なし

（４）「情状が重大」及び「情状が特に重大」の認定基準の修正

本司法解釈は、インサイダー取引及びインサイダー情報漏洩罪の「情状が重大」及び「情状が特に重大」の要件について一部改正を行った。具体的な改正内容は以下の表のとおりである。

2012 年司法解釈と比較すると、本司法解釈は、「情状が重大」と認定される取引額等の基準を引き上げたほか、インサイダー情報を知る者によるインサイダー取引、インサイダー情報の販売・実質的な販売等、証券・先物犯罪による刑事責任の追及、2 年以内の証券・先物に関する違法行為による行政処分等を行った人員に対して特別な規定を設けた。これらの人員に該当する場合には、取引額等が比較的低額であっても、「情状が重大」と認定され得る。

これにより、取引額等の数値基準に加え、行為態様や過去の処分歴等も考慮した「情状が重大」の認定基準が明確化された。

また、2022 年の「公安機関管轄の刑事事件立件追訴基準規定（二）」²⁶との整合性を確保することにより、捜査・起訴段階と裁判段階で適用される基準の連続性を確保している。

項目	2012 年司法解釈	本司法解釈
情状が重大	証券取引の約定額:50 万元以上	証券取引の約定額:200 万元以上
	先物取引の証拠金:30 万元以上	先物取引の証拠金:100 万元以上
	利益又は損失回避額:15 万元以上	利益又は損失回避額:50 万元以上
	3 回以上	2 年以内に 3 回以上
	その他の重大な情状	その他の重大な情状
	—	証券取引の約定額 100 万元以上、先物取引の証拠金 50 万元以上、又は利益・損失回避額 25 万元以上で、下記の要件を満たす場合 - インサイダー情報の関係者によるインサイダー取引 - インサイダー情報の売却等による他人への取引の明示・黙示の勧誘 - 証券・先物犯罪による刑事責任の追及を受けたことがある - 過去 2 年以内の証券・先物関連違法行為による行政処分を受けたことがある - その他重大な結果の発生

²⁶ 「最高人民法院 公安部关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）」第 30 条

項目	2012 年司法解釈	本司法解釈
情状が特に重大	証券取引の約定額:250 万元以上	証券取引の約定額:2,000 万元以上
	先物取引の証拠金:150 万元以上	先物取引の証拠金:1,000 万元以上
	利益又は損失回避額:75 万元以上	利益又は損失回避額:500 万元以上
	その他の特に重大な情状	その他の特に重大な情状

◆ 「大型個人情報処理者個人情報保護規定（意見募集稿）」²⁷

国家インターネット情報弁公室 2026 年 8 月 7 日公表 意見募集期限：2026 年 9 月 7 日

1. はじめに

2026 年 8 月 7 日、国家インターネット情報弁公室は、「大型個人情報処理者個人情報保護規定（意見募集稿）」（以下「**本意見募集稿**」という。）を公表し、同年 9 月 7 日まで意見を募集している。本意見募集稿は、「個人情報保護法」²⁸、「ネットワークデータ安全管理条例」²⁹に基づいて制定され、「大型ネットワークプラットフォーム（意見募集稿）」に関する個人情報保護規定を整理し、改め、規制の対象を「大型ネットワークプラットフォーム」から「大型個人情報処理者」に拡大した。

本意見募集稿は、個人情報を大量に取り扱う事業者について、個人情報の取扱いに関する基本的なルールだけでなく、個人情報保護責任者、個人情報保護監督委員会、定期的な監査及びリスク評価等のガバナンス体制まで具体的に定めている。

2. 要点

(1) 「大型個人情報処理者」の認定基準

本意見募集稿によれば、以下の要素を総合的に考慮し、「大型個人情報処理者」を認定することとされている³⁰。

- 1,000 万人以上の自然人の個人情報を取り扱うこと
- 個人情報の取扱いに関する重要なネットワークサービスを提供していること、又は複数の事業を展開し、かつ個人情報の取扱いを行っていること
- 個人情報の取扱いが国家の安全、経済運営、社会の安定又は公衆の健康・安全に重大な影響を及ぼすこと

これらの要素を総合的に考慮し、上記に該当する個人情報処理者が「大型個人情報処理者」とされる。なお、連続して 6 か月以上上記の認定基準を満たさなくなった場合には、変更認定を申請することができる³¹。

なお、2026 年 7 月には「小型個人情報処理者個人情報保護簡易措置規定」も公布され、同規定では、「小型個人情報処理者」を、10 万人未満の自然人の個人情報を取り扱う個人情報処理者と明確に定義している。これに対し、本意見募集稿における「大型個人情報処理者」の認定は、上位法である「ネットワークデータ安全管理条例」と同様に、取り扱う個人情報の数量のみを基準とするものではなく、個人情報の取扱いに関連する事業の性質や、国家・社会等に対する影響も

²⁷ 「大型个人信息处理者个人信息保护规定（征求意见稿）」

²⁸ 「个人信息保护法」

²⁹ 「网络数据安全管理条例」

³⁰ 本意見募集稿第 2 条

³¹ 本意見募集稿第 3 条

含めて総合的に判断するとされている。

(2) 個人情報の取扱いに関する具体的規則

本意見募集稿は、「個人情報保護法」の要求に基づき³²、大型個人情報処理者について、個人情報の取扱い目的及び方法を明確にし、必要最小限の範囲で個人情報を取り扱うことを求めている³³。また、大型個人情報処理者は、個人情報取扱規則を制定する場合、分かりやすい表現を用いて、各機能・サービスごとの収集・利用目的、センシティブ個人情報の必要性及び個人の権利利益への影響等を一覧表として公表することが求められている³⁴。

ア 同意の取得・撤回

「個人情報保護法」と同様に、本意見募集稿では、以下の場合に本人から個別の同意を取得することを求めている³⁵。

- 他の個人情報処理者に個人情報を提供する場合
- 国外に個人情報を提供する場合
- 処理する個人情報を公開する場合
- センシティブ個人情報を処理する場合
- 法律・行政法規に定めるその他の場合

また、大型個人情報処理者が本人の同意に基づいて個人情報を処理する場合、本人が容易に同意を撤回できる方法を提供することも求められる。具体的には、本人が既に同意した個人情報の種類、処理目的及び処理方法を一覧形式で表示し、本人が撤回する対象を選択できるようにすることが求められている³⁶。

イ 個人情報の保存

「個人情報保護法」は、国家機関、重要情報インフラ運営者及び国家インターネット情報部門が定める数量の個人情報を取り扱う個人情報処理者に対し、個人情報を中国国内に保存することを求めている³⁷。本意見募集稿では、この規定を踏まえ、大型個人情報処理者についても、中国国内での運営過程において収集・生成した個人情報を中国国内に保存することを明確に求めている³⁸。

さらに、大型個人情報処理者が選択できる個人情報の保存に利用するデータセンターについても、以下の要件を設けている³⁹。

- 中国国内に設置されていること
- データセンター管理機関の法定代表者又は実質的支配者が中国国籍を有すること
- 国家の関連政策・基準の要求に適合すること

ウ 個人情報の移転請求

「ネットワークデータ安全管理条例」第 25 条では、以下の条件を満たす個人情報の移転請求に

³² 「個人情報保護法」第 5 条、第 6 条

³³ 本意見募集稿第 8 条、第 9 条

³⁴ 本意見募集稿第 10 条

³⁵ 本意見募集稿第 11 条

³⁶ 本意見募集稿第 12 条

³⁷ 「個人情報保護法」第 40 条

³⁸ 本意見募集稿第 13 条

³⁹ 本意見募集稿第 14 条

について、ネットワークデータ処理者は、本人が指定した他のネットワークデータ処理者が当該個人情報にアクセス・取得できるよう、必要な手段を提供しなければならないと規定している⁴⁰。

- ・ 請求者の本人確認が可能であること
- ・ 移転を求める個人情報が、本人の同意に基づき提供されたもの、又は契約に基づき収集されたものであること
- ・ 個人情報の移転について技術的に実行可能であること
- ・ 個人情報の移転が他人の適法な権益を害しないこと

本意見募集稿では、上記内容をさらに具体化し、本人確認及び請求の確認を完了した後 30 営業日以内に、個人情報を移転することを求めている。なお、移転ができない場合の説明も求められている⁴¹。これにより、個人情報の移転請求に関する処理期限を明確にし、個人による自身の個人情報の管理・利用をより容易にすることで、個人情報に対する本人の権利保護を強化している。

エ 個人情報の越境移転

「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」⁴²では、契約の締結・履行、人事管理、緊急時の生命・財産保護、又は 10 万人未満の個人情報の越境提供について、データ越境安全評価等の手続を免除している。

一方、本意見募集稿では、大型個人情報処理者が国外に個人情報を提供する場合、原則として、データ越境安全評価の届出、個人情報越境標準契約の締結又は個人情報保護認証等の手続を行うことを求めている⁴³。

(3)大型個人情報処理者の義務

ア 個人情報保護責任者の設置

「個人情報保護法」は、一定条件を満たす個人情報を取り扱う個人情報取扱者について、個人情報保護責任者を指定し、個人情報の取扱活動及び講じた保護措置等を監督させることを求めている⁴⁴。

これを踏まえ、本意見募集稿において、大型個人情報処理者は、管理層の構成員から個人情報保護責任者を 1 名指定し、個人情報保護に関する内部制度の整備、リスク評価、個人情報保護影響評価、監査及び事故対応等を統括させる必要がある⁴⁵。

イ 個人情報保護監督委員会の設置

「個人情報保護法」では、重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、利用者数が膨大で、業務形態が複雑な個人情報処理者に対し、外部委員を中心とする独立機関を設置し、個人情報保護の状況を監督することを求めている⁴⁶。本意見募集稿は、前記要求を大型個人情報処理者について具体化した。

⁴⁰ 「ネットワークデータ安全管理条例」第 25 条

⁴¹ 本意見募集稿第 19 条

⁴² 「促進和规范数据跨境流动规定」第 5 条

⁴³ 本意見募集稿第 20 条

⁴⁴ 「個人情報保護法」第 52 条

⁴⁵ 本意見募集稿第 25 条、第 26 条

⁴⁶ 「個人情報保護法」第 58 条第 1 項

本意見募集稿では、個人情報保護監督委員会について、以下の要件を定めている。

① 監督委員会の設置

大型個人情報処理者は、認定から 6 か月以内に個人情報保護監督委員会を設置しなければならない。委員は 7 名以上の奇数とし、外部委員を 3 分の 2 以上とする⁴⁷。

② 外部委員の要件

外部委員には、個人情報保護に関する 3 年以上の実務経験、関連法令・国家標準に関する知識、独立性等が求められる。また、同時に外部委員を務める大型個人情報処理者は 3 社を超えてはならない⁴⁸。

③ 独立性の確保

外部委員について、一定の利害関係を有する者の就任を制限するとともに、毎年、外部委員自身による独立性の確認及び会社側による評価を行い、その結果を公表することを求めている⁴⁹。

④ 監督対象

監督委員会は、個人情報保護体制、センシティブ個人情報・未成年者の個人情報の保護、個人情報の越境提供、個人情報保護影響評価・コンプライアンス監査、セキュリティインシデントへの対応、自動化された意思決定等について監督する⁵⁰。

本意見募集稿は現時点では意見募集段階にあり、今後の経過を踏まえて改正される可能性がある。企業においては、本意見募集稿の動向を引き続き注視しつつ、現行の「個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」等への対応を確実に行うことが望まれる。

執筆担当：章 必然

⁴⁷ 本意見募集稿第 37 条

⁴⁸ 本意見募集稿第 38 条

⁴⁹ 本意見募集稿第 39 条

⁵⁰ 本意見募集稿第 41 条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2026 年 8 月に TMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

中国におけるデータ財産権登記制度	
掲載日	2026 年 8 月 10 日
概要	2026 年 7 月 1 日に、中国の国家データ局から「データ財産権登記業務ガイドライン（試行）」が公表され、全国統一のデータ財産権登記制度の方向性が示されました。データ資産の内容や帰属を公示することで、紛争を防止する仕組みとして機能するデータ財産権登記制度の意義、登記申請手続、その活用方法について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 「ガチ中華」の流行

筆者による本コラムの執筆は1年ぶりである。今年はどのようなテーマにしようかと悩み（政治色のあるテーマは馴染まず、法律関係の真面目なテーマはニュースレター本文に譲るべきものである）、ようやく思い立ったのが「ガチ中華」であった。テーマを決めた後、1年前の自身のコラムを読み返してみたところ、（メインではないが）結びがガチ中華の話だったので驚いた。とはいえ、決めた以上は今年もガチ中華について筆を進めようと思う。

明確な定義のある用語ではないが、「ガチ中華」とは、日本在住の中国人が中国人客を主なターゲットとして提供する、本場の味を忠実に再現した中華料理を指す言葉である。四川、湖南、東北、雲南といった地方料理を、現地さながらの調味料や食材、調理法で仕上げるのが特徴であり、日本人の味覚に合わせた調整をあえて行わない点が、いわゆる「町中華」や日本式中華料理とは決定的に異なる。

その最大の魅力は、やはり食体験としてのインパクトにあると感じる。本場の麻辣（マラー）の痺れ、クミンをたっぷりまぶした新疆の羊肉串、発酵唐辛子の酸味が効いた湖南料理、薬膳の香り漂う広東式スープなど、地域ごとに驚くほど味わいが違う。筆者は、大量の唐辛子の山の中から宝探しのように目当ての鶏肉を探し出す「辣子鸡」に出会うと、北京駐在時代を思い出す。

最近、日本で最も流行しているガチ中華といえば、「麻辣湯」ではないだろうか。チェーン店でも連日大行列ができており、特に10代～20代の女性を見かけることが多い。自分の好きな食材を選べる楽しさ、辛さを含めたカスタマイズ性の高さ、健康的な薬膳の旨味、罪悪感の少なさ等が流行の理由であろう。

日本の若者に中国の食文化が受け入れられているという事実は非常に喜ばしいことであり、文化交流を通じて相互理解が深まり、草の根レベルから友好関係が発展していくことを祈念してやまない。

なお、ガチ中華好きの悩みとして、接待や会食に使えるような「ガチ中華」の店を見つけることが実に難しいという点が挙げられる。「ガチ中華」の店は、もともと中国人コミュニティ向け（主に普段使いの客層向け）に営業している店が多いという経緯もあり、カジュアルな雰囲気のお店が多い。高級感のある内装、落ち着いた個室、丁寧なサービスを兼ね備えつつ、味は「ガチ」という店は、まだまだ数が限られているように思う。もちろん、歴史のある超高級店はこれらの要素を兼ね備えているが、それに次ぐ価格帯の落ち着いたお店はそう多くはない印象である。

来年はガチ中華以外のテーマで執筆すべく、ガチ中華を嗜みながら来年のテーマ探しをしようと思う。

執筆担当：中城 由貴

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2026 年 7 月号	- インターネット情報サービス管理弁法（改正案に関する意見募集稿） - 電子商取引法（改正案に関する意見募集稿）	【商標】第 5 次中国商標法改正の注目点 - 中国駐在員の一時帰国に際しての注意点
2026 年 6 月号	- 国務院による対外投資に関する規定 - 広告における引証内容に関する法執行指南 - 法定退職年齢超過労働者の基本的権益保障に関する暫定規定	AI ツール豆包（ドウバオ / Doubao）が 6 月下旬から有料化
2026 年 5 月号	- 最高人民法院、最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈 - 最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈	流砂の歩き方を学ぶ（2）
2026 年 4 月号	- 反外国不当域外管轄条例 - 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法	「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点 - 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応
2026 年 3 月号	- 営業秘密保護規定 - インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針	厳しい時代にこそ明るい展望を目指して
2026 年 2 月号	- インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定（意見募集稿） - 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026 年版）	- EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展（MPIA による上訴仲裁判断） 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応 - 中国ビジネス、風を読む
2026 年 1 月号	- 外商投資奨励産業目録（2025 年版） - 対外貿易法（2025 年改正）	- 商標法の改正案について - 中国のビジネス環境は改善している
2025 年 12 月号	広告引証内容執行ガイドライン（意見募集稿）	【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／ 連載・コラム
	自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿）	日中関係のビジネス現場における直近の動向
<u>2025 年 11 月号</u>	- 個人情報越境移転認証弁法 - 改正法 - 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿）	中国企業の海外進出動向
<u>2025 年 10 月号</u>	- 企業が競業避止義務を実施するためのコンプライアンスガイドランス - サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 - 電子印章管理弁法	中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
<u>2025 年 9 月号</u>	- 会社登記強制抹消制度実施弁法 - 仲裁法（2025 年改正） - 企業破産法改正案（意見募集稿）	中国商標審査の最新状況
<u>2025 年 8 月号</u>	- 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二） - ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 - サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおける QR コード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿）	労働紛争に関する随想

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026 年 8 月 31 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

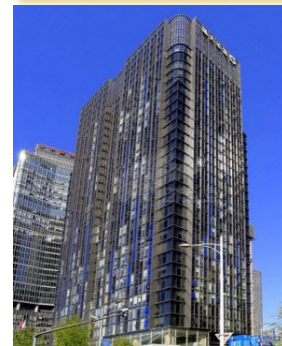
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大厦 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による